

14 災害時応援協定

(8) 物資の調達

ア 信州うえだ農協

災害時における必要物資の調達に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と信州うえだ農業協同組合（以下「乙」という。）とは、本市内に災害が発生した場合の応急対策等に必要な物資の調達に関し次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策等に必要があると認めるときは、乙に対して物資の調達を要請できるものとする。

（物資の調達範囲）

第2条 物資の調達範囲については、甲が指定し、乙は甲の要請に可能な限り協力するものとする。

（要請方法）

第3条 第1条の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭によることができるものとする。

（物資の価格）

第4条 調達物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（代金の支払）

第6条 甲が引き取った物資の代金は、乙の提出する請求書の内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙双方協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、この協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年5月10日

甲 上田市
上田市大手一丁目11番16号

上記代表者 上田市長 竹下悦男 印

乙 信州うえだ農業協同組合
上田中央西二丁目2番6号

上記代表者 組合長 渡辺美直 印